

議事要旨(2)リース会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、IASB/FASB の改訂公開草案についてのリース会計専門委員会における検討状況の概略について説明があり、これに続き、神谷専門研究員より、説明資料〔審議事項(2)〕に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、短期リースについて原則的な取扱いとは異なる取扱いを容認する規定を設けることに賛成であるが、短期リースは、開始日においてリース期間が12か月以内であるリースと定義すべき（すなわち、短期リースの定義とリース期間の定義を整合的にするべき）であるとの意見が述べられた。
- ある委員より、リース契約とサービス契約の中間的な契約は多数存在するため、リースとサービスの会計上の区分を明確にするガイダンスを充実させるのではなく、サービスに近い性質を有するリース契約であれば、サービス契約に係る会計処理と整合的に処理されるべきであるとの意見が述べられた。これに対し事務局からは、背景として、借手において、現行基準とは異なり原則としてすべてのリースがオンバランスされる提案であることから、契約からオンバランスされるべきリース部分を識別するためのより詳細な要求事項が提案されている、との回答があった。
- 同委員より、改訂公開草案の提案では、短期リースの範囲が限定されすぎていて、いわゆる性悪説的なアプローチになっていることが懸念される、という旨の意見が述べられた。
- ある委員より、改訂公開草案の中にある光ファイバー・ケーブルに関する契約の設例においては、当該ケーブルの一定の容量を使用する契約形態にするか、使用する回線を特定する契約形態にするかで、契約がリースを含むかどうかの結論が異なることになるが、これらの経済的実態は同様と考えられ、両者の結論が異なることは財務諸表利用者にとって有用な情報とはならないとの意見が述べられた。
- ある委員より、全般的に提案内容がストラクチャリングの防止などのためにルール・ベースの色彩が強くなった結果として、判断の各ポイントを捉えたストラクチャリングが可能になっている点が懸念され、むしろ趣旨を示す原則主義的な会計基準として、それ以上の点については、実務では監査で対応するのが実践的だと考えられるという旨の意見が述べられた。
- ある委員より、改訂公開草案の提案によるリースとサービスを区分の仕方は、現実を示していない会計処理を生じさせる場合があるかもしれないとの意見が述べられ

た。

- 同委員より、変動リース料の中の提案の「実質的に固定」について何を指すのか不明確であるとの意見が述べられた。これに対し、事務局から、これについては明確化を求めるコメントをすることを検討している、との回答があった。
- ある委員より、短期リースの定義が、解約不能期間にオプション期間を含めて「1年以内」の契約となっているが、そもそも重要性がない扱いの議論をしているのにストラクチャリング防止の観点前面に出すぎていて違和感がある旨、また、短期リースは、事務コスト低減などを目的に簡便的な会計処理を認めているのであれば、その範囲は「1年以内」に限らなくても良いのではないかとの意見が述べられた。
- ある委員より、改訂公開草案の第19項に関して、IAS第40号の投資不動産ではホテルなどを例に挙げて付随的なサービスの重要性に基づいて投資不動産に該当するかどうかを判断するという整理がなされているが、今回の改訂公開草案では詳細な規定に基づいて資産とサービスが一体であるか否かを判定することが提案されており、同項をもう少し原則主義的にすべきであるとの意見が述べられた。
- 同委員より、解約不能期間6ヶ月に、重大な経済的インセンティブのない延長オプションの期間を加えると1年超となる契約について、例えば、借手が6か月分のリース料をオンバランスしても財務諸表利用者にとって有用性のある情報になるとは思えず、短期リースの定義をリース期間の定義に揃えるべきであるとの意見が述べられた。
- ある委員より、借手は原則すべてのリースをオンバランスするという改訂公開草案の提案については受け入れるべきであり、リースとサービスの区分の提案等について議論すべき点はあるものの、それらは借手について原則すべてのオンバランスとするという提案を否定すべき程のものではない、という旨の意見が述べられた。

最後に、小賀坂副委員長より、今後、頂いた意見を踏まえ事務局で検討した上でコメント案を検討していく旨の説明がなされた。

以 上